

倉敷市環境審議会（令和4年度第2回）会議録

日時 令和5年2月3日（金）

14:00～14:55

場所 倉敷市民学習センター 第一会議室

出席委員 荒木委員、池田委員、沖委員、片岡委員、片山委員、亀山委員、小林（秀）委員、小林（倫）委員、
直原委員、篠塚委員、島岡委員、田口委員、中田委員、中野委員、

事務局 環境リサイクル局 佐藤局長
環境政策部 岡本部長、智片次長
環境政策課 森宗課長、窪津主幹、川口係長
地球温暖化対策室 塩津室長
環境監視センター 笹川所長
環境学習センター 安延所長

傍聴者の数 0名

1 開会・あいさつ

2 報告

（会長）

報告に先立ちまして、本審議会は公開としておりまして、本日は傍聴の方はおられません。また、報道機関もおられません。

（1）令和4年度版「倉敷の環境白書」について

（会長）

それでは報告に移ります。まず、報告（1）「令和4年度版「倉敷の環境白書」について」を、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

お手元に、資料1、令和4年度版「倉敷の環境白書」及び資料編の3つをご用意ください。

環境白書について、資料1を使って説明いたします。

2ページをご覧ください。

まず、環境白書と、これまでの変遷について説明いたします。本市では、倉敷市環境基本条例に基づき、環境基本計画に掲げられた施策やその実績を報告するものとして、毎年、環境白書を作成しております。その変遷をたどっていくと、大気汚染・水質汚染などの公害対策による環境基準に関する調査や結果データが中心である「倉敷市における公害の概要」に起源があります。

規制や対策により、公害が緩和されていく代わりに、新たに生じた生活排水対策、騒音、悪臭対策などに対応する内容となり、標題も「倉敷の環境保全」と名を変えます。その後、環境基本条例に基づき環境基本計画を策定し、自然、景観、ごみなど、広義の環境についての施策を掲載するようになり、標題も「倉敷の環境白書」と名を変え、今に至っております。

3ページをご覧ください。

環境白書は、「本編」と「資料編」から構成されています。「本編」では、倉敷市の環境の現状や環境基本計画の達成状況などを掲載しています。内容構成については、後ほどご説明します。一方の「資料編」では、大気や水質の測定結果ほか、倉敷市の環境に関わる様々な詳細データを掲載しております。

4ページをご覧ください。

令和4年度版からの環境白書は、環境基本計画の改定に伴い、大幅に見直しを行いました。主な3つの見直し内容について、説明いたします。

1つ目は、令和3年度からの第三次環境基本計画の内容である5つの基本目標と共通目標に基づいた構成にしております。これにより、これまで掲載のなかった防災・減災のページや水道の取組状況などについても掲載をしております。

2つ目は、これまで以上に視覚的にわかりやすく再編成しました。

これまでも、中学生であれば理解できるよう、意識して作成しておりましたが、手に取った読者の方に一層の関心を持っていただけるように、ページ数を従来の半分ほどに縮小すると同時に、全編カラー化し視覚面の向上を図るなど、工夫をほどこしました。

なお、本編からカットした分については、その内容を資料編に移したほか、随所に掲載したQRコードから関連するホームページに遷移できるようにしており、内容の充実を図っております。

3つ目は、市立の小・中学生や高校生に配布されているタブレットでも、データを閲覧できるようにしました。これまでは、各学校に1冊配布しておりましたが、活用状況が不明なところがありました。タブレットへの掲載により、今後は環境学習素材として活用されることが期待されます。

2つ目、3つ目の見直しは、かねてからの課題であった、若い世代や無関心層への新たなアプローチの一環になるとも考えております。

これらの見直しによる、従来との変更点をまとめたものを5ページに掲載しております。お時間があるときにまたご確認ください。

6ページをご覧ください。

「本編」のページ構成を掲載しております。「本編」は、大きく2部構成となっており、第1部では、「環境施策の推進」として、第三次環境基本計画で掲げている5つの基本目標及び共通目標の体系に沿って、令和3年度の本市の環境の現状と実績を報告しています。第2部では、第三次環境基本計画の進行管理として、実施計画や環境指標について、令和3年度の実績値、達成状況とその考察を掲載しています。

資料には掲載しておりませんが、表紙絵コンテストについて、ご紹介します。

環境白書本編冊子を一枚めくった右側のページから3ページを使い、今年度の表紙絵コンテスト応募者のうち、受賞作品を掲載しております。表紙絵コンテストは、平成28年度から、市内の小・中学生に環境への関心を高

めてもらうことを目的に始めております。今年度は77件の応募がありました。環境意識の向上を促進する絶好の機会と捉え、来年度も引き続き募集をしたいと考えております。

最後になりますが、委員様から事前のご意見・ご質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

1ページで、タイトル部分にSDGsのゴールラベルを掲載していますが、この冊子にもSDGsについての説明を掲載したかどうか、また、ラベルと記載内容との関わりを示すことができないでしょうか、とのご意見をいただきました。

第三次環境基本計画がSDGsの理念を取り入れた内容となっています。また、環境白書は、第三次環境基本計画で定める各目標に沿って取組等をまとめています。そのため、いただいたご意見を参考に、例えばSDGsと計画目標との関連性を示すなど、SDGsに関する記載を検討していきたいと考えております。

24ページの航空機による上空監視及び啓発広報の部分で、ドローンによる不法投棄の監視は行わないのでしょうか、とのご質問をいただきました。

ヘリコプターによる監視は、市内全域を効率的・効果的に監視することができるものです。一方、ドローンによる監視も局所的な箇所においては、有効な手法になり得ます。そのため、今後とも適切な手法を選択しながら実施していきたいと考えております。

29ページのちょっとひといき、食品ロスの部分について、タイトルとしては「食品ロス（フードロス）」と記載していますが、内容はフードロスではなくフードウェイストの説明となっているため、タイトルを単に「食品ロス」とするか、あるいは「食品ロス（フードウェイスト）」とすべきではないでしょうか、とのご意見をいただきました。

まず、フードロスとは食品の生産・貯蔵・加工等の過程で発生する食品廃棄のことで、フードウェイストとは小売・外食・家庭から発生する食品廃棄のことです。そしてこれらを総称して食品ロスと呼びます。

環境白書の、日本では522万トンあり、の部分はフードロスとフードウェイストをあわせた食品ロスの内容となっており、一方で冷蔵庫の整理整頓や30・10運動の部分はフードウェイストに対する取組内容となっています。そのため、すでに配布している紙媒体の環境白書の修正は難しいですが、ホームページに掲載している電子版については記載内容に合わせた表記に修正する予定です。

14ページの産業廃棄物最終処分場等の周辺環境水質調査の部分について、1地点でほう素が水質環境基準値を超過したとの記載がありますが、その理由は把握されているのでしょうか、とのご質問をいただきました。

こちらはまず、玉島服部の河川において、ほう素1.5mg/Lが検出されました。河川の調査結果が判明した際に上流に位置する最終処分場の放流水を調査したところ、1.0mg/Lであり問題ない結果でした。ほう素は、自然界に広く存在する物質でもあり、明確な原因は不明でしたが、最終処分場に対しては、今後とも浄化設備の維持管理を徹底するよう指導し、河川水・放流水の水質を継続的に監視していきます。

以上で、環境白書についての説明を終わります。

(会長)

どうもありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見またはご質問がございましたらお願いいたします。

(委員)

SDGs ラベルについて、環境白書ではラベルが単に貼られているだけであり、各ラベルの説明がされていないため、どこかに説明を入れた方がよいのではないかと思います。現在 SDGs の認知度は80%を超えているといわれており、大部分の方は知っているでしょうが、それでも各ラベルがどのようなことを意味しているのか説明があった方がよいと思います。また、ラベルと取組内容との関係性も分かった方がよいと思うため、意見させていただきました。

不法投棄監視については、大規模な不法投棄であればヘリコプターでも確認ができると思いますが、そうではないものについては、ヘリコプターによる確認は難しいかと思われます。そのような場合にはドローンの活用は有効だと思われますし、最近ではドローンとAIを組み合わせて監視を行うなども検討が進められていますので、様々な技術を活用して監視を行っていただければと思います。

食品ロスについては、記載されている文章では、廃棄される食品がフードロスと読めてしまい、誤解を招きかねないことから意見させていただきました。

(会長)

ありがとうございました。ご質問の趣旨説明をいただいたということで、皆さんご理解が深まったのではないかと思います。その他にありませんでしょうか。

(委員)

地球温暖化の部分について、31ページから36ページまでは地球温暖化と記載されていますが、37ページに突然、気候変動と記載されています。そのため、地球温暖化（気候変動）または気候変動（地球温暖化）のような記載をした方がよいのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

(事務局)

現在、本市の市域全体の地球温暖化対策に関する方針や具体的な施策を示している「倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定を進めており、この度の改定では、本計画を、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」にも位置付ける予定です。そのため、どのような表現が分かりやすいか、計画改定とも整合性を図りながら、環境白書における表現を検討してまいります。

(委員)

26 ページのごみの排出量の部分で、リサイクル率(資源循環型施設分除く)の、令和7年度の目標値が上がっています。これについては何らかの対策を考えられているのでしょうか。

(事務局)

今すぐお答えができない部分になりますので、確認をさせていただいて、また改めて回答させていただきます。

(会長)

他にはありませんでしょうか。

(委員)

12 ページの全窒素、全りんバランスについて、引き続き注視していく必要があります、との記載があるのですが、現在は注視しているだけで、何らかの取組は行っていないのでしょうか。行っているのであれば、記載いただければと思います。

(事務局)

現状ではりんの濃度に対して窒素の濃度が不足していると言われており、窒素濃度を増やすために試行的に下水処理場の季節別管理運転を行い、採水調査を行っています。その効果を確認するために、周辺海域の濃度分析を行っていますが、管理運転の取り組み自体が試行段階であることから、明記まではしていない状況です。進展がありましたら、記載するかどうか検討したいと思います。

(会長)

この件については先日、岡山県の審議会において、瀬戸内海環境保全に関する岡山県の計画の変更が議題として付議されました。その中で色々とディスカッションいたしましたが、岡山県はどちらかというと慎重、一方で隣の兵庫県は積極的に進めている形となっています。ただ、岡山県も進めていないのではなく、現時点でも、栄養管理運転を試行しており、そのデータも蓄積されつつあります。そして、そのような研究をまとめ、情報発信していく方向です。倉敷市でもいろいろな情報を集めていただき、どのように進めるべきかを検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

他にはありませんでしょうか。

(委員)

1 ページの水辺に生息する希少野生生物の中で、スイゲンゼニタナゴとカワバタモロコにつきましては、国内希少野生動植物種に指定されています。スイゲンゼニタナゴは第一種、カワバタモロコは第二種に指定されていますが、これは環境省のレッドリストの絶滅危惧ⅠA類やⅠB類とは位置づけが異なるものです。そのた

め、これらが国内希少野生生物種に指定されているということもあわせて記載いただければ、普及啓発につながるためありがたいです。

続いて3ページの外来生物に関する内容について、今年の6月から、条件付特定外来生物という新しい特定外来生物の枠組みができます。これには本ページに掲載されているミドリガメに加えて、アメリカザリガニが指定されることとなっています。指定は令和5年度なので、今回の環境白書へは入れなくてもよいかと思いますが、カメやザリガニは子どもたちに非常に人気がありますし、一般によく知られている生き物ということもあり、今後何らかの形で反映いただければと思います。

なお、条件付特定外来生物は、飼育は可能だが売買はできないというものであり、まだまだ一般の市民には認知されていないと思いますので、今後普及啓発が必要と感じています。

(事務局)

スイゲンゼニタナゴとカワバタモロコにつきましては、ご指摘いただいた点についての記載を検討させていただきます。

また、条件付特定外来生物につきましては、本環境白書が令和4年度版ということもあり掲載が間に合っておりません。今後、普及啓発という点からも、記載を検討したいと考えております。

(会長)

他にはありませんでしょうか。ご意見が出尽くしたと思われますので、報告(1)は終わらせていただきたいと思います。

(2) 第三次環境基本計画の環境指標とSDGsローカル指標について

(会長)

次に、報告(2)のその他として「第三次環境基本計画の環境指標とSDGsローカル指標について」を、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

お手元に、資料2-1及び資料2-2をご用意ください。

第三次環境基本計画の環境指標とSDGsローカル指標について説明いたします。まずは、資料2-1をご覧ください。

環境審議会でご審議をいただいた、この「第三次環境基本計画」は、SDGsの理念を踏まえて策定しております。策定当時も、SDGsに係るご意見などを多数いただいております。環境指標の設定にあたっては、内閣府のもとに設置されたワーキンググループにより作成された「地方創生SDGsローカル指標リスト」も参考にして設定しています。自治体間での比較が可能な「共通指標」や、共通指標に関連する「独自指標」のほか、ローカル指標リスト上にはなく、産業等、市の地域特性に対応させた「独自指標」を、計画冊子に記載している環境指標として決めていただいた経緯があります。

ここで、ローカル指標についてご説明します。SDGs は国際的に取り組む目標であり、目標の達成度を測るための数値指標は、グローバルな視点から提示されています。このため、先にご紹介したワーキンググループでも、「自治体レベルでの SDGs の取組にかかる指標としては、必ずしも使いやすいものにはなっていない」と指摘しています。そこで、ワーキンググループは日本固有の課題などに対し、自治体でも利用可能な指標を提案しており、これをローカル指標と呼びます。

さて、前回8月開催の審議会では、SDGs を皆がまず意識して関心を持って取り組めるよう、何がどこまで達成できたか、可能な範囲で、数値で見える化してほしいとのご意見をいただいております、ちょうどその後、「地方創生 SDGs ローカル指標リスト」の改定版の第二版が公開されました。計画冊子記載の環境指標と各目標に関連するローカル指標を対照した資料2-2をご覧ください。

ローカル指標には、データの入手可能性として「都道府県」と「市区町村」の二つのレベルがありますが、市区町村レベルを中心に整理しています。

資料の一番左の目標欄の上から4番目に基本目標4があります。こちらを例にすると、環境指標の欄の「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」や「リサイクル率」などは、そのままローカル指標を採用しています。

また、目標欄の一番上にあります、基本目標1を例にすると、一番右側に記載のローカル指標「生物多様性地域戦略の策定の有無」については、すでに策定しておりますので、総合計画の指標を参考に、進捗管理に適するよう置き換えています。

同じく基本目標1の中の「自然にふれたり、学んだりする活動に参加している子どもの数」のようにローカル指標リストにはないが、総合計画の指標を参考に、本市独自で設定した指標があります。

事務局としては、策定当時もローカル指標リストを参考に環境指標を設定しており、この環境指標を進捗管理に活用することで、SDGs の見える化にもつながっているものと考えております。

以上で、「第三次環境基本計画の環境指標と SDGs ローカル指標について」の説明を終わります。

(委員)

説明いただいたように、環境指標をもって進捗を評価するという点では適切な判断だと思います。

ただ、SDGs が単に地域だけではなく世界全体の中における自分たちの役割やつながりを見るという点においては、やはりグローバル指標につながっている、国が示しているローカル指標を見ていくことが必要だと思います。それにより、自分の住んでいる市が他の都市と比較してどの程度 SDGs に向けて取り組んでいるのかといったことが分かりますし、また、自分の市では SDGs に向けてあまり取り組めていないため、もっと頑張らないといけないといったモチベーションにもつながってくると思います。

国が示すローカル指標全てを示すことは難しいかとは思いますが、示すことのできるものについては検討いただければ SDGs の推進に寄与するのかなと思います。

(会長)

ありがとうございました。その他何か質問等ありますでしょうか。

それではその他といたしまして、事務局からお願いいたします。

3 その他

(事務局)

先ほどリサイクル率の質問に対する回答を保留しておりましたが、担当課に確認をいたしましたので回答させていただきます。令和7年度には資源循環型施設が廃止される一方で、仮称ですが西部クリーンセンターが稼働する予定です。そこで廃油をリサイクルするなど様々な取組を進めることで、この令和7年度の目標値を達成しようとしています。

※その他、実施中のパブリックコメントについて案内をし、委員から出た質問に対して回答を行った。

4 閉会

会議録承認

会 長 神 陽 子